

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第111号 令和2年7月宇治市議会臨時会の招集
.....（政策総務課）…2
- 告示第113号 特別展の入館料（博物館管理課）…2
- 告示第114号 市道路線の認定（建設総務課）…2
- 告示第115号 市道路線の区域の決定.....（建設総務課）…2
- 告示第116号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…2
- 告示第117号 市道路線の廃止（建設総務課）…2
- 告示第118号 市道路線の区域の変更.....（建設総務課）…2
- 告示第119号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…3

公 告

- 公告第47号 道路の位置の指定（建築指導課）…3

監 査 委 員

- 公表第10号 定期監査の結果に基づく措置の通知 3

告 示

宇治市告示第111号

令和2年7月宇治市議会臨時会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年7月宇治市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年7月27日

宇治市長 山本 正

- 1 期 日 令和2年7月31日
2 場 所 宇治市議場
3 付議事件 令和2年度宇治市一般会計補正予算（第7号）について
専決処分の承認を求めるについて

（揭示済）

宇治市告示第113号

特別展の入館料について

宇治市歴史資料館条例（昭和59年宇治市条例第32号）第6条の規定により、令和2年9月26日から同年11月29日まで宇治市歴史資料館で開催する特別展「古絵図の世界」の入館料を、次のとおり定めます。

令和2年8月7日

宇治市長 山本 正

1人につき300円（20人以上の団体の場合は、240円）。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校、中学校若しくはこれらに準ずるもの（以下「小学校等」という。）に在学する者、幼稚園、保育所若しくはこれらに準ずるもの又は小学校等の行事として入館する場合における当該行事の引率者並びに70歳以上の市民及びその介護者については、無料とします。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証（票）及び特定疾患登録者証のいずれかを所持する者及びその介護者のうち市民は無料とし、市民以外の者は半額とします。

宇治市告示第114号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年8月7日から14日間

令和2年8月7日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 終 点	重要な経過地
神明111号線	神明宮東22番地の16 神明宮西37番地の3	
羽拍子町29号線	羽拍子町46番地の4 羽拍子町44番地の11	
伊勢田町222号線	伊勢田町遊田60番地の16 伊勢田町遊田60番地の12	

宇治市告示第115号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定によ

り、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年8月7日から14日間

令和2年8月7日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
神明111号線	神明宮東22番地の16 神明宮西37番地の3	5.0	74.5	
羽拍子町29号線	羽拍子町46番地の4 羽拍子町44番地の11	4.9 ～5.0	103.8	
伊勢田町222号線	伊勢田町遊田60番地の16 伊勢田町遊田60番地の12	6.0 ～12.0	41.8	

宇治市告示第116号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年8月7日から14日間

令和2年8月7日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
神明111号線	神明宮東22番地の16 神明宮西37番地の3	令和2年8月7日
羽拍子町29号線	羽拍子町46番地の4 羽拍子町44番地の11	令和2年8月7日
伊勢田町222号線	伊勢田町遊田60番地の16 伊勢田町遊田60番地の12	令和2年8月7日

宇治市告示第117号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年8月7日から14日間

令和2年8月7日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
一里山寺山線	広野町一里山71番地の21 広野町中島3番地の1		一部廃止
新田城陽線	広野町東裏81番地 大久保町久保1番地の1		全部廃止

宇治市告示第118号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定によ

り、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年8月7日から14日間

令和2年8月7日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
寺界道 熊小路線	五ヶ庄寺界道70番地の2	前	7.4	9.6	
	五ヶ庄寺界道56番地の7		～7.5		
	五ヶ庄寺界道70番地の2	後	7.6	9.6	
	五ヶ庄寺界道56番地の7		～7.9		
横島町 210号線	横島町十一66番地の14	前	3.2	47.5	
	横島町十一66番地の13		～3.5		
	横島町十一66番地の14	後	3.2	47.5	
	横島町十一66番地の13		～4.7		
広野町 41号線	広野町一里山73番地	前	4.0	11.1	
	広野町一里山73番地		～5.1		
	広野町一里山73番地	後	4.0	10.0	
	広野町一里山73番地		～4.2		
広野町 67号線	広野町丸山1番地の2	前	8.3	18.2	
	広野町丸山1番地の1		～11.0		
	広野町丸山1番地の2	後	8.3	15.7	
	広野町丸山1番地の1		～9.1		

宇治市告示第119号

市道路線の供用の開始について

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年7月30日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年5月1日（宇治市監査委員公表第6号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 総務部 契約課

監査期間 令和2年2月3日～3月5日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	債権回収の遅れが見受けられた。今後は、必要な手続及び事務処理を進められ、早急に債権回収されることを求める。	改めて請求を行うという業者選定委員会の決定に基づき、債権整理に向けて、各業者に対し方針の通知をすすめている。

（揭示済）

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年8月7日から14日間

令和2年8月7日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
寺界道熊小路線	五ヶ庄寺界道70番地の2 五ヶ庄寺界道56番地の7	令和2年8月7日
横島町210号線	横島町十一66番地の14 横島町十一66番地の13	令和2年8月7日

公 告

宇治市公告第47号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

令和2年7月29日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定年月日	土地の地名及び地番	延長及び幅員
宇市第175号	令和2年7月21日	宇治市小倉町新田島21番9	延長：34.86m 幅員：6.0m

（揭示済）

